

令和5年度 第8回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月22日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(8人)

会長	1番	田尻博樹
農業委員	2番	永吉雄子
農業委員	3番	榮照和
農業委員	5番	辻雄一郎
農業委員	7番	先間秀明
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	9番	沖道人
農業委員	10番	前田博徳

4. 欠席委員(1人)

農業委員	6番	榮米子
------	----	-----

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	榮功助
推進委員	2番	川畑伸之
推進委員	3番	西和秋
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博
推進委員	9番	芦村利広
推進委員	10番	田畑則仁

欠席委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第27号 あっせん委員の指名について

議案第28号 非農地証明願いの審議について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和5年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。 本日は、榮 米子委員が欠席ですが、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 11/15 鹿児島県畑かん営農推進大会 11/18 両町糖業振興会役員会 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、9番沖委員、10番前田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田次長と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第13号について、説明します。 1番 黒貫字植窪〇〇 118㎡、〇〇さんから相続により鹿児島県奄美市〇〇さん、令和3年12月10日相続、あっせん希望なしです。 2番 瀬利覚字只原〇〇 652㎡を含む計5筆 3,855㎡、〇〇さんから相続により和泊町和泊〇〇さん、令和5年8月12日相続、あっせん希望なしです。
議長	ただ今の報告第13号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第25号について朗読】 議案第25号は、売買4件、贈与1件です。 1番 知名字シヤ田水〇〇 681㎡、売買。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 埼玉県三郷市〇〇さん、対価〇〇円です。

	2 番 屋子母字中切〇〇 544㎡、売買。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さん、対価〇〇円です。 3 番 屋子母字すせん当〇〇2,272㎡を含む計2筆 3,001㎡、贈与。譲渡人 兵庫県伊丹市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。 4 番 田皆字刈窪〇〇 1,415㎡、売買。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。 5 番 下平川字瀬田原〇〇 2,521㎡、売買。譲渡人 兵庫県伊丹市〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さん、対価〇〇円です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
1 番農業委員	1 番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 この畑は、9月の総会で転用申請があった畑の残り部分です。 譲受人が農業を始めたいとのことで、事務局に営農計画も出されています。 農業経験がないことから、注視していく必要があります。
事務局	譲受人は、現在は埼玉に住んでいますが、住宅完成後は転居し、農業を頑張りたいとのことです。
1 番推進委員	2 番、3 番を説明します。 2 番 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人の家の近くの畑で、果樹を栽培する予定です。 3 番 譲渡人と譲受人は従兄弟です。 譲渡人が、島に帰る予定がないことから贈与になりました。 譲受人は、サトウキビを作っており、農機具は全て揃っています。畑は、サトウキビを栽培する予定です。 ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番農業委員	4 番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は、主にサトウキビを作っており、農機具は全て揃っています。この畑は、譲受人の畑の隣接地で利便性が良くなると思います。 ご審議のほどよろしくお願いします。
9 番農業委員	5 番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人の営農計画について、聞き取りができていない状況です。 また、現地は2年ほど遊休地化しておりましたが、先日確認したところ、ロータリーがかけてありました。

議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
7 番農業委員	1 番について、営農計画を出されているとのことですが、作物は何を作る予定ですか。
事務局	面積も小さいですので、最初は自給野菜から始める計画のようです。
7 番農業委員	下限面積要件がなくなり、今後も同様な申請が出されてくると思いますので、注視していく必要があると思います。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
7 番農業委員	5 番について、今後の営農計画の聞き取りができていないようですが、畑として確実に活用するのですか。
9 番農業委員	そこまで、聞き取りができていません。
7 番農業委員	そうであれば、今回は審議できないので保留にして、来月の総会で審議してはどうですか。
9 番農業委員	保留にして、再度聞き取りをさせてください。
議長	それでは、5 番については保留とし、再度審議することにしたと思います。よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、議案第 2 5 号の 5 番は保留とし、1 番～4 番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	全員賛成ですので、議案第 2 5 号の 1 番～4 番は、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第 2 6 号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第 2 6 号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が 6 件です。 【議案第 26-1 号について朗読】 利用権の設定 1 番 1～4 屋子母字サ田〇〇 870㎡を含む計 4 筆 5,148㎡ 賃貸借 5 年間の新規設定 3 筆、再設定 1 筆 となっています。 2 番 1～3 田皆字名無留畠〇〇 1,916㎡を含む計 3 筆 6,169㎡ 賃貸借 10 年間の再設定となっています。 3 番 1 田皆字萬当〇〇 2,868㎡ 賃貸借 10 年間の再設定となっています。

	4 番 1 ～ 2 竿津字田瀬喜名〇〇 2,805㎡を含む計2筆 5,465㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。 5 番 1 ～ 4 芦清良字ヨテヤ〇〇 927㎡を含む計4筆 4,657㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 6 番 1 ～ 5 黒貫字田水〇〇 1,605㎡を含む計5筆 5,073㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。 次に、所有権の移転について説明します。 1 番 田皆字真加屋〇〇 3,227㎡ 農地売買等事業により和泊町〇〇から鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権移転予定となっています。 2 番 黒貫字窪田〇〇 303㎡を含む計3筆 5,338㎡ 農地売買等事業により奈良県大和郡山市〇〇さんから鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権移転予定となっています。 次に、議案第26-2号 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 件数が多いので、総括表で説明します。 貸出期間が5年のものが、7,276㎡うち更新分7,276㎡、利用権を設定する者1名うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が1名うち更新分1名です。 貸出期間が6年のものが、420,103㎡うち更新分146,925㎡、利用権を設定する者が51名うち更新分12名、利用権の設定を受ける者が36名うち更新分12名です。 貸出期間が10年のものが、26,384㎡うち更新分6,114㎡、利用権を設定する者8名うち更新分2名、利用権の設定を受ける者が4名うち更新分1名です。 個人毎のまとめ表、各筆明細表については、資料のとおりです。 以上、農業経営基盤強化促進法 18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
10番推進委員	1 番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、知人です。 〇〇さんは兼業農家でしたが、今月に仕事を辞めて専業農家として農業を頑張っていくとのことで、今回、利用権の設定となりました。 畑については、バレイショを植える予定とのことです。 機械類も揃っておりますので、問題ないと思います。

5 番農業委員	2 番、3 番、説明します。 2 番 〇〇さんと〇〇さんは、知人です。 〇〇さんは畜産とサトウキビ農家で、機械類も揃っており、問題ないと思います。 3 番 〇〇さんと〇〇さんは、知人です。 〇〇さんは畜産とサトウキビ農家で、機械類も揃っており、問題ないと思います。
7 番農業委員	4 番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、兄妹です。 〇〇さんは10年ほど前まで農業をしておりましたが、事情があり、いったん島を離れておりました。3年ほど前に帰島し、農業を再開することになりました。機械類は、前に使っていたものが揃っております。畑は、全てジャガイモを植える予定です。
9 番推進委員	5 番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、遠い親戚関係です。 前耕作者が高齢のため、〇〇さんと新しく設定することになりました。〇〇さんは、主にジャガイモを作っており、機械類も揃っております。
10 番推進委員	6 番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、伯父と甥の関係です。 〇〇さんは、畜産、サトウキビ、バレイショを作っており、機械類も揃っております。
議長	はい、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
議長	(意見、質問なし)
	ないようですので、議案第26号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第26号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定いたします。 次に、議案第27号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第27号 あっせん委員の指名について、説明します。 【議案第27号について朗読】 田皆字儒地〇〇 1,206㎡を含む計3筆 7,401㎡、所有者 兵庫県川辺郡〇〇さんです。 あっせん内容として、1番が〇〇円、2番、3番は合わせて〇〇円で、どちらも応相談となっております。 以上です。

5 番農業委員	現地は、サトウキビが植えられてありました。
議長	それでは、あっせん委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第27号は田皆ですので、5 番辻農業委員、5 番池沢推進委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、両委員よろしく願います。 何か、質問はありませんか。
5 番推進委員	1 番と 3 番の耕作者は見当がつくのですが、2 番の現耕作者を教えてください。
事務局	〇〇さんとのことですが、現耕作者は買わないとのこと。
5 番推進委員	わかりました。 中々買う方が見つからない状況ですが、字内で探してみます。
議長	次に、議案第 2 8 号 非農地証明願いの審議について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 8 号 非農地証明願いの審議について、説明します。 申請人は、奄美市名瀬〇〇さん、土地の表示は、黒貫字植窪〇〇畑 118㎡です。 申し出の内容として、申請地は集落内の住宅が多い所に位置し、狭小で石が多く農地には適さず、現在は接続する道路の離合場所となっております。農用地域内ではなく、公共投資の対象となった農地内や、集団性のある優良農地内ではありません。 知名町非農地証明交付要領に該当するものと思います。
議長	議案第 2 8 号 非農地証明願いについて説明がありましたが、地区担当委員から補足説明がありますか。
10 番推進委員	この土地は、元々〇〇さんの土地だったのですが、相続により現所有者に相続されました。狭小で石も多いことから、農地としては利用されておられません。
3 番農業委員	ただ今、事務局並びに地区担当委員からの補足説明がありましたが、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第 2 8 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)

議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第２８号 非農地証明願 いについては、承認いたします。 以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。
----	---

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 ５年１１月２２日

議 長 田 尻 博 樹

署名委員 沖 道 人

署名委員 前 田 博 徳